【規程番号　神女短Ⅱ－002】

神戸女子短期大学学科主任会議規程

（目　的）
第１条　この規程は、神戸女子短期大学（以下「本学」という。）学科主任会議（以下「学科主任会議」という。）に関する事項を定める。
（組　織）
第２条　本学に学科主任会議を置き、短期大学部長、学科主任をもって組織する。
２　前項の規定にかかわらず、必要に応じて、他の教職員の出席を求めることができる。
（定足数）
第３条　学科主任会議の定足数は、構成員の３分の２とする。
（開催の時期）
第４条　学科主任会議は、短期大学部長が必要あると判断したときに開催する。
（議　長）
第５条　学科主任会議の議長は、短期大学部長が行い、短期大学部長に事故があるときは、あらかじめ短期大学部長が指名した者が職務を代行する。
（協議事項）
第６条　学科主任会議は、次の各号に掲げる事項を協議・調整し、学長にその結果等を報告するものとする。
(1) 部局長等会議の審議結果
(2) 学科主任が職務を遂行していく上で、学科主任会議で協議・調整しておく必要があると判断した事項
(3) その他学長及び短期大学部長が意見を求めた事項
（議　決）
第７条　議事を執る場合は、出席者の過半数によって議決する。
（議　事）
第８条　会議の議事は公開しない。会議の議事については議事録を作成する。
（事　務）
第９条　学科主任会議に関する事務は、総務課（大学庶務担当）が行う。
（改　廃）
第 10 条　この規程の改廃は、学科主任会議の意見を聴き、学長が行う。

附　則
この規程は、平成 31 年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和４年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和７年７月１日から施行する。
附　則
この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）